

目次

労働保険適用促進強化期間	1
平成 30 年度 県立産業技術専門学院入学生募集!	2
県立産業技術短期大学校 新コース開設	3
個別労働紛争解決援助制度について	4
茨城県最低賃金の改正	5
過重労働解消キャンペーンについて	6
労働保険関係手続きの電子申請の活用	7
育児休業にかかる制度の見直し	8
社会福祉法人やまびこをユースエール企業認定	9
労働委員会の窓から	10~11
11 月はいばらきワーク・ライフ・バランス推進月間です	12
仕事と生活の調和推進計画・支援奨励金について	13
勤労者のための生活資金融資制度	14

1 1 月は労働保険適用促進強化期間です

茨城労働局では、労働保険適用徴収行政の重要課題として、労働保険の未手続事業の一掃を図るための対策を推進しています。また、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会茨城支部との連携にて労働保険の適用促進を図っています。

労働保険（労災保険と雇用保険の総称）は、法律により一人でも労働者を使用する事業主に加入が義務付けられており、労災保険給付や失業等給付により労働者の保護、福祉の増進に寄与する制度として、重要な役割を担っています。このため、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から未手続事業の解消が極めて重要となっています。

しかしながら、労働保険の適用事業場の現状は、依然として小規模零細事業を中心に未手続事業がなお相当数残されている実情にあります。

そこで、特に 1 1 月を「労働保険適用促進強化期間」と定め全国的に広報活動を展開し、労働保険制度のより一層の理解、周知を図るとともに、労働保険の適用を促進することとしております。

労働者を雇っているにもかかわらず、現在も未手続きとなっている事業主の方は、最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所で労働保険の加入手続を行われますようお願いいたします。

問合せ先 茨城労働局総務部労働保険徴収室

電話 029-224-6213 <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

2018県立産業技術専門学院入学生募集！

県立産業技術専門学院では、ものづくり技能者を目指す平成30年度入学生の入学者選考試験を以下のとおり実施します。

技能実習の時間を多く取り入れた実践的なカリキュラムで、就職に有利な資格を取得できます。

多くの皆様のご応募をお待ちしております。



1 【普通課程】

施設	訓練期間	訓練科	募集定員
水戸産業技術専門学院 水戸市下大野町 6342 (TEL029-269-2160)	2年	自動車整備科	20名
		建築システム科	25名
日立産業技術専門学院 日立市西成沢町 3-9-1 (TEL0294-35-6449)	1年	電気工事科	20名
	1年	機械加工科	15名
鹿島産業技術専門学院 鹿嶋市大字林 572-1 (TEL0299-69-1171)	2年	金属加工科	20名
	2年	プラント保守科	20名
土浦産業技術専門学院 土浦市中村西根番外 50 (TEL029-841-3551)	2年	機械技術科	20名
		コンピュータ制御科	20名
		自動車整備科	20名
筑西産業技術専門学院 筑西市玉戸 1336-54 (TEL0296-24-1714)	2年	機械システム科	20名
	1年	電気工事科	20名

入学者選考試験 B 日程	
受付期間	平成29年11月13日(月)～12月11日(月)
選考試験日	平成29年12月15日(金)
合格発表日	平成29年12月22日(金)
試験場所	入学を希望する産業技術専門学院

※ A日程で定員を満たした訓練科は、B日程の試験を実施しません。応募方法他応募資格等の詳細については、各産業技術専門学院にお問い合わせください。

2 【短期課程】

18才以上の若年求職者を対象とした1年間の訓練です。高校卒業見込みの方も受験できます。詳しくは、各学院または最寄りのハローワークにお問い合わせください。

	受付期間	選考日	合格発表	
生産 CAD 科 (鹿島学院)	第1回	募集終了	-	
	第2回	募集終了	-	
	第3回	11/13(月)～12/11(月)	12/15(金)	12/22(金)
	離職者	2/19(月)～3/12(月)	3/19(月)	3/22(木)
IT 技術科 (土浦学院)	第1回	募集終了	-	
	第2回	11/13(月)～12/11(月)	12/15(金)	12/22(金)
	第3回	2/19(月)～3/12(月)	3/19(月)	3/22(木)
金属加工科 (筑西学院)	第1回	募集終了	-	
	第2回	募集終了	-	
	第3回	11/13(月)～12/11(月)	12/15(金)	12/22(金)
	第4回	1/22(月)～3/9(金)	3/19(金)	3/20(火)

県立産業技術短期大学校 新コース開設

平成29年度10月から県立産業技術短期大学校（県立IT短大）において、新コースが情報システム科及び情報処理科に開設されました。

本コースでは、情報システム科及び情報処理科の2年次に、企業が求める新技術であるIoT及びビッグデータについて選択して学ぶことができる内容となっています。

県立IT短大では、ITの基礎技術から技術革新にまで、幅広い的確なカリキュラムにより、県の産業振興に貢献できる人材を輩出します。



IOTコース（情報システム科）

主な授業内容

IOTコースでは、IoT技術が実社会でどのように活用されているのか学びます。またロボット等を用いて、IoTのシステムを構築します。

コースの特色

IOT技術を活用して、企業の課題を解決できる技術者を目指します。

人工知能ロボット Pepper やデジタルサイネージ、各種センサー等を用いて、「道の駅」の課題解決などフィールドワークを取入れた、より実践的な教育訓練を実施します。



● ビッグデータコース（情報処理科）

主な授業内容

ビッグデータコースでは、主にAWS（Amazon Web Services）を使用した、クラウドコンピューティングサービスの運用や管理について学びます。

コースの特色

従来のデータベースからクラウドコンピューティングサービスを活用した、大規模なデータの取りまとめへの移行に対応できる技術者を育成します。

グループワークを中心として、実践的なシステム構築とこれを用いた課題解決に取り組みます。



● 問合せ先



茨城県立産業技術短期大学校 （県立IT短大）

〒311-1131

水戸市下大野町6342

<http://www.ibaraki-it.ac.jp>

TEL 029-269-5500 FAX 029-269-5582

（交通案内）

鹿島臨海鉄道大洗鹿島線常澄駅下車 徒歩7分

職場のトラブル解決サポートします！

茨城労働局では、労働局内及び県内 8 つの労働基準監督署内に**総合労働相談コーナー**を設け、個別紛争解決促進法に基づく**個別労働紛争解決援助サービス**として、労働における各種問題・トラブルに関する相談・問い合わせに対応する**総合労働相談**、民事上の個別労働紛争について、紛争当事者からの申出に基づく労働局長による**助言・指導**、紛争調整委員会による**あっせん**を行っています。



【助言・指導】

職場における民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。

- 【例】 ①職場の先輩からパワハラを受けているが、会社は対処してくれない⇒**《助言の実施》**⇒配置転換により解決
 ②転職のため退職を申し出たが、会社が認めてくれない。⇒**《助言の実施》**⇒退職届が受理され解決

【あっせん】

職場における民事上の個別労働紛争について、公正・中立な第三者（弁護士など学識経験者）が紛争当事者の話し合いを仲介し、双方の主張の要点を確認し、意見の調整を行うことにより、紛争の解決促進を図る制度です。

- 【例】 ①解雇されたが、解雇理由に納得できず、金銭的補償を求めたい⇒**《あっせんの開催》**⇒解決金の支払により解決
 ②パワハラを受け退職せざるをえなくなった。金銭補償を求めたい。⇒**《あっせんの開催》**⇒解決金の支払により解決

⇒ 詳しくは、最寄の下記一覧の総合労働相談コーナーまでお問い合わせ下さい。

【県内の総合労働相談コーナーの所在地・連絡先】

コーナー名	所在地	電話番号
茨城労働局 総合労働相談コーナー	〒310-8511 水戸市宮町 1-8-31 6F 茨城労働局雇用環境・均等室内	029-277-8295
水戸 総合労働相談コーナー	〒310-0015 水戸市宮町 1-8-31 3F 水戸労働基準監督署内	029-226-2237
日立 総合労働相談コーナー	〒317-0073 日立市幸町 2-9-4 日立労働基準監督署内	0294-22-5187
土浦 総合労働相談コーナー	〒300-0043 土浦市中央 2-14-11 土浦労働基準監督署内	029-821-5127
筑西 総合労働相談コーナー	〒308-0825 筑西市下中山 581-2 筑西労働基準監督署内	0296-22-4564
古河 総合労働相談コーナー	〒306-0011 古河市東 3-7-32 古河労働基準監督署内	0280-32-3232
常総 総合労働相談コーナー	〒303-0022 常総市水海道淵頭町 3114-4 常総労働基準監督署内	0297-22-0264
龍ヶ崎 総合労働相談コーナー	〒301-0005 龍ヶ崎市川原代町四区 6336-1 龍ヶ崎労働基準監督署内	0297-62-3331
鹿嶋 総合労働相談コーナー	〒314-0031 鹿嶋市宮中 1995-1 鹿嶋労働基準監督署内	0299-83-8461



最低賃金、確認した？

茨城県 最低賃金 が改定されました。

平成29年
10月1日から

〔時間額〕

796円



最低賃金についてのお問い合わせ

茨城労働局賃金室（電話 029-224-6216）又は、最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。

最低賃金引上げに向けた事業者への支援窓口

- | | |
|-------------------|------------------------------------|
| 最低賃金ワン・ストップ無料相談窓口 | 茨城県最低賃金総合相談支援センター（電話 0120-900-224） |
| 業務改善助成金 | 茨城県最低賃金総合相談支援センター（電話 0120-900-224） |
| | 茨城労働局雇用環境・均等室（電話 029-277-8294） |
| キャリアアップ助成金 | 茨城労働局職業対策課（電話 029-224-6219） |

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため茨城労働局では、同月間にあわせ、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。事業場の皆様におかれても、過重労働に係る健康障害を防止し、また賃金不払残業を解消するために、次の取組をお願いします。

過重労働による健康障害を防止するために

- ① 時間外・休日労働時間の削減
 - ◆ 時間外労働・休日労働に関する協定は、限度基準に適合しているものとする必要があります。
 - ◆ 特別条項付き協定により月 45 時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は 45 時間以下とするよう努めましょう。
 - ◆ 休日労働についても削減に努めましょう。
- ② 年次有給休暇の取得促進
 - ◆ 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用などにより、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。
- ③ 労働者の健康管理に係る措置の徹底
 - ◆ 健康管理体制を整備し、健康診断を実施しましょう。
 - ◆ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

賃金不払残業を解消するために

- ① 労働時間適正把握ガイドラインを遵守しましょう。
- ② 職場風土を改革しましょう。
- ③ 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ④ 労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化し、チェック体制を整備しましょう。

労働条件のお悩みには、労働局や労働基準監督署の「総合労働相談コーナー」の外に以下のほっとラインでも電話相談をお受けしています。

労働条件相談 ほっとライン	フリーダイヤル	はい！	ろうどう
	0120-811-610		
月～金（祝日含む）	午後 5 時から午後 10 時		
土・日	午前 10 時から午後 5 時		

参加無料 11/5 過労死等防止対策推進シンポジウム

「過労死等防止啓発月間」にあわせて、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を次のとおり開催します。基調講演のほか、企業による事例報告なども予定しております。働いている方、ご家族の方、学生の方、事業主の方、企業の労務管理担当者の方など、どなたでもご参加いただけます。業務として参加される方へは休日の振替などにご配慮いただき、ぜひ、ご参加ください（定員 100 名）。

〔開催日時〕
平成 29 年 11 月 5 日（日）13:30～15:30

〔会場〕
つくば国際会議場 中会議室 406（つくば市竹園 2-20-3）

〔基調講演〕
「働き過ぎの労働者の疲れ、眠り、つらさをどのように考えるか」
佐々木 司 氏（公益財団法人 大原記念労働科学研究所 首席主任研究員）

〔問合せ〕 厚労省委託：(株)プロセスユニーク
TEL 03-6264-6433（月～金 9:00～17:30）
E-mail karoushiboushisympo@p-unique.co.jp
〔申込方法〕 Web, FAX または定員に満たない場合当日参加も可能
<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

11月は トップが決意を持って、長時間労働の削減に向け取組を推進しましょう。
「過重労働解消キャンペーン」期間です。

あなたの職場、働き過ぎていませんか？

あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか？
効率の良い仕事をする環境がありますか？
健康なからだ、適切な労働時間、健全な労働環境。
この機会に一度、見直してみませんか？

無料 過重労働等に関する相談はこちら
「過重労働解消相談ダイヤル」▶ **0120-794-713**
10月28日 ☎ 9:00～17:00

専用WEBサイト <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/sunya/roudoukijun/campaign.html>

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署（受付時間 平日 8:30～17:15）
労働基準相談ほっとライン **0120-811-610**（月～金 17:00～22:00、土・日 10:00～17:00）

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

【茨城労働局の取組】茨城労働局のホームページで「過重労働解消キャンペーン」で検索できます。

労働保険関係手続のオンライン申請をご活用ください。

～業務の効率化、コスト削減に効果が期待できます。～

インターネットを使って、社会保険や労働保険の手続きができるのをご存知ですか。

「電子政府の総合窓口(e-Gov:イーガブ)」の電子申請システムを利用すると、窓口に行かなくても、24時間いつでも社会保険や労働保険の手続きが行えます。

オンライン申請は、書面による申請に比べて、次のようなメリットがあります、ぜひ、この機会にオンライン申請をご利用ください。

オンライン申請のメリット

- (1) 行政機関に出向く移動時間やコストが削減できます
- (2) 申請書類の作成が簡単で、事務効率が向上します

(1) 行政機関に出向く移動時間やコストが削減できます

社会保険・労働保険の手続きのため、労働基準監督署、ハローワーク、年金事務所など役所の窓口に出かける機会は多くあります。そのための移動時間や費用も積み重なると大きな負担になりますが、オンライン申請の活用により、時間・コスト削減が期待できます。コスト削減効果を考える上で、次の試算を参考にしてください。

【オンライン申請により期待できる削減コスト】年間 15,000～20,000 円程度

○書面で申請を行う場合のコスト・・・・・・・・約 30,000 円

- ・年間の社会保険・労働保険関係の届出・・・・・・・・6 回
- ・行政機関滞在時間、移動時間・・・・・・・・2 時間
- ・1 回当たり往復交通費・・・・・・・・320 円
- ・時間当たり給与・・・・・・・・2,383 円

→2,383 円×2 時間×6 回+320 円×6 回=30,516 円

○オンライン申請を行う場合のコスト

- ・電子証明書の取得費など・・・・・・・・10,000～15,000 円程度

(公的個人認証の利用も可。公的個人認証の取得費は 500 円)

(2) 申請書類の作成が簡単で、事務効率が向上します

申請内容によっては、複数の手続きを効率よく作成・申請することができます。また、前年度記載したものを基に翌年度の書類が作れますので、最初から作成する必要がなく、手間が省けます。

入力チェック機能などにより、記入漏れや記入誤りなどを防ぐことができます。

なお、e-Gov の使い方や操作方法について、分からない場合には、電話やメール、FAX で問い合わせることもできます。

【オンライン申請利用マニュアルなどのご紹介】

○オンライン申請ガイドブック (<http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/guidebook.pdf>)

○オンライン申請利用マニュアル一覧 (<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>)

不明な点は、下記までお問い合わせください。

茨城労働局 総務部 労働保険徴収室 TEL029-224-6213 FAX029-224-6258

平成29年10月より育児休業給付金の 支給期間が2歳まで延長されます

保育所等における保育の実施が行われないなどの理由により、子が1歳6か月に達する日後の期間についても育児休業を取得する場合、その子が2歳に達する日前までの期間、育児休業給付金の支給対象となります。

1 改正内容

育児休業給付金は、原則1歳に達する日前までの子を養育するための育児休業を取得した場合に支給されます。

これまで、保育所等における保育の実施が行われないなどの理由により、子が1歳に達する日後の期間に育児休業を取得する場合は、子が1歳6か月に達する日前まで育児休業給付金の支給対象期間が延長できましたが、**さらに、平成29年10月1日より、保育所等における保育の実施が行われないなどの理由により、子が1歳6か月に達する日後の期間に育児休業を取得する場合は、子が2歳に達する日前まで育児休業給付金の支給対象期間が延長できるようになります。**

なお、今回の改正は、子が1歳6か月に達する日の翌日が平成29年10月1日以降となる方が対象となります（=子の誕生日が平成28年3月31日以降の場合に該当となります。）。

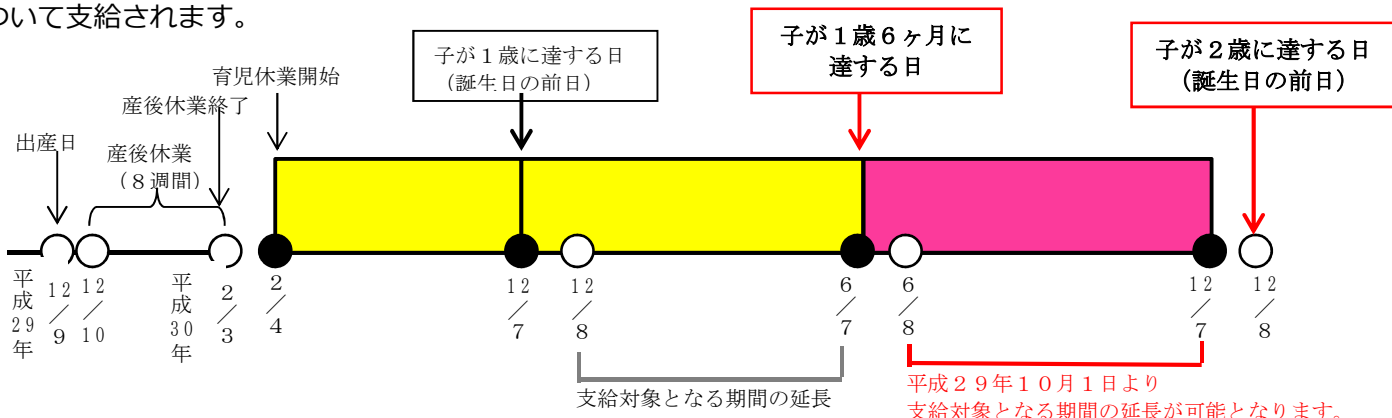
（注）期間雇用者の方は、子が1歳6か月に達する日の翌日において、子が2歳までの間に、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでないことが必要です。

2 延長できる理由

- ア 育児休業の申出に係る子について、保育所等（※）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳6か月に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合
 （※）保育所等は、児童福祉法第39条に規定する保育所等をいい、いわゆる無認可保育施設はこれに含まれません。
 また、あらかじめ1歳6か月に達する日の翌日について保育所等における保育が実施されるように申込みを行っていない場合は該当しません。保育所等による保育の申込み時期等については市町村にご確認願います。
- イ 常態として育児休業の申出に係る子の養育を行っている配偶者（※）であって、その子が1歳6か月に達する日後の期間について常態としてその子の養育を行う予定であった方が死亡、負傷、疾病等に該当した場合
 （※）配偶者には婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。

例）支給対象となる期間の延長を2回行い、子が2歳に達する日前まで育児休業を行った場合

（注）育児休業給付金は、育児休業を開始した日から起算した1か月ごとの期間（その1か月の間に育児休業終了日を含む場合はその育児休業終了日までの期間。これらの各期間を「支給単位期間」といいます。）について支給されます。



社会福祉法人 やまびこを「ユースエール認定企業」として認定！！ ～老人福祉・介護事業では茨城県内で初めて～

茨城労働局（局長 西井 裕樹）は、若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定企業」として、平成29年9月11日付で、社会福祉法人 やまびこ（石岡市、理事長 鈴木 守 氏）を認定し、認定通知書を交付しました。茨城県では、本制度による認定は3番目となります。

茨城労働局では、若者の採用・育成に積極的で雇用管理の状況などが優良な中小企業を認定する「ユースエール認定制度」を広く周知していくとともに、認定企業の円滑な採用を支援し、若者とのマッチング向上を図っていきます。

【ユースエール認定企業】

社会福祉法人 やまびこ （石岡市）

業 種：老人福祉・介護事業

※愛称「ユースエール」の解説

若者（youth）を応援する（yell を送る）事業主というイメージを表現しています。



社会福祉法人 やまびこ 理事長 鈴木 守 氏
茨城労働局長 西井 裕樹

ユースエール認定企業のメリット

対象：常時雇用する労働者が300人以下の事業主

ユースエール
認定企業

4つの
支援内容

- ① ハローワークなどで重点的PRを実施
「若者雇用促進総合サイト」に認定企業として掲載（下記参照）
- ② ユースエール認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能
- ③ 自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能
- ④ 若者の採用・育成を支援する関係助成金の加算措置 等



<認定マーク>

※その他、認定基準や制度の詳細については、厚生労働省のホームページを参照してください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000100266.html>



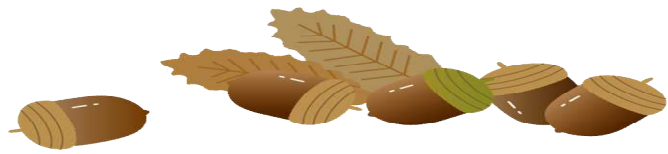
労働委員会の窓から

平成 29年8月1日～平成 29年9月 30日



労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご活用ください。

🌾 今期の事件の状況



🌾 審査事件 (労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度)

- ・・・当該期間中に新規申立てが**1件**ありました。
係属中の事件は**3件**です。

【新規事件の概要】

事件名	業種	申立年月日 申立人	申立人の求める救済内容
H29(不) 第1号事件	教育, 学習支援業	H29. 9. 6 労働組合 個人1名	1 誠実な団体交渉

🌾 調整事件 (労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

🌾 個別あっせん事件 (労働組合に加入していない労働者と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

- ・・・調整事件、個別あっせん事件とも、当該期間中に新規申請はありませんでした。
係属中の事件はありません。



労働相談会開催報告



個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会を開催しました。

10月1日(日)、19日(木)の2日間、茨城県労働委員会では、「個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会」を開催しました。

利用者の勤務形態を考慮して、1回目は、日曜日の日中に、いばらき就職・生活総合支援センターにおいて、2回目は、平日の夕方から、茨城県庁舎23階労働委員会事務局において相談会を行いました。なお、2回目は、電話での相談も受け付けました。



【澤畑委員】



【安田委員】

労働紛争を解決してきた弁護士などの公益委員、労働者委員、使用者委員が労働問題に関する相談を受け、あっせんの活用を勧めるなどさまざまなアドバイスを行いました。

第3回労働相談会
日時：11月15日(水)
17:00～19:00
場所：茨城県庁舎23階
労働委員会事務局

電話での相談も行います。
 労使間のトラブルでお困りの方、
 ぜひご利用ください。
 (事前に電話でご予約ください。)

第3回目の労働相談会も予定しておりますので、どうぞご利用ください。

【お問い合わせ先】：茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町978番6
 TEL：029-301-5563 (総務調整課),
 029-301-5568 (審査課)
 E-mail roudouji@pref.ibaraki.lg.jp
 URL <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudouji/index.html>
 ～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～

11月は、いばらきワーク・ライフ・バランス推進

キャンペーン期間です！

いばらきワーク・ライフ・バランス推進協議会(経営者団体、労働団体、行政機関で構成)では、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けて、11月第3水曜日(11月15日)に「県内一斉ノー残業デー」を、11月7日～13日に「休暇取得キャンペーン」を実施します。皆様のご協力をお願いします。

～ 「いばらきワーク・ライフ・バランス推進取組宣言書」募集！ ～

企業・団体の皆様から取組を宣言する「いばらきワーク・ライフ・バランス推進取組宣言書」を募集します。宣言を提出し、働きやすい職場づくりに共に取り組みましょう！

いばらきワーク・ライフ・バランス推進キャンペーン

2017年

11月

いい生活しよう。
いい仕事しよう。

「いばらきワーク・ライフ・バランス推進取組宣言書」募集！

11月キャンペーン期間中の取組を宣言しよう

11月15日水は「県内一斉ノー残業デー」

11月7日～13日は「休暇取得キャンペーン期間」

主催 いばらきワーク・ライフ・バランス推進協議会

一般社団法人茨城県経営者協会、茨城県商工会議所連合会、茨城県商工会連合会
茨城県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会茨城県連合会、茨城県市長会茨城県町村会
茨城労働局、茨城県

(お問い合わせ先)

茨城県商工労働観光部労働政策課労働経済・福祉グループ

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

TEL 029-301-3635 FAX 029-301-3649 Email rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/wlbtop.html> 「茨城県 WLB」で検索！

仕事と生活の調和推進計画 ～ワーク・ライフ・バランスはじめの一步～



県では、ワーク・ライフ・バランスを実現するための「仕事と生活の調和推進計画」の策定を推進しています。計画を届け出た場合には、県のホームページ上で企業名と取組内容を紹介いたしますので、企業のイメージアップにつながります！

また、茨城県の建設工事の入札参加資格者名簿作成の際の加算項目となります（平成 29・30 年度資格者名簿分）。

詳細は県労働政策課ホームページをご覧ください（様式と計画の記入例を掲載しています）。

仕事と生活の調和支援奨励金のご案内

県では、育児・介護休業法が努力義務としている休業制度や短時間勤務制度等を導入し、従業員に一定の期間利用させた中小企業主へ奨励金を支給しています。

★支給金額及び支給人数★

支給金額 30 万円（1 事業主あたり 1 回のみ）

奨励金の支給には要件がありますので、詳細は県労働政策課あてお問い合わせ下さい。

◆ お問い合わせ・お申込み先

茨城県商工労働観光部労働政策課 労働経済・福祉グループ
電話 029-301-3635 FAX 029-301-3649
労働政策課ホームページ
<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/wlbttop.html>



「いばらきワーク・ライフ・バランス
推進取組宣言書」大募集！
働きやすい職場づくりをして、いい仕事、
いい生活をするのじゃ！！

勤労者のための生活資金融資制度のご活用を！

茨城県では、中央労働金庫と提携し勤労者の方に必要な生活資金を低利で融資する制度を設けています。

	勤労者緊急生活資金融資制度	失業者等緊急生活資金融資制度
対象者	県内に1年以上居住又は勤務する勤労者で、現在の勤務先に勤続1年以上であり、前年税込年収が150万円以上ある方	県内に1年以上居住又は勤務していた方で、次のいずれかに該当する方 ○失業後6ヶ月以内で求職活動をしている方（ただし、雇用保険の受給資格があることが条件となります） ○勤務先から給料の遅配又は欠配を受けている方
使 途	○自己及び親族の冠婚葬祭費用（挙式、新婚旅行、葬式、墓地購入、成人式等） ○医療費（病気・入院手術、出産、歯科矯正等） ○教育（保育園・各種学校・塾を含む子どもの学校の入学資金、授業料等） ○災害・交通事故のため必要となった資金 ○転居費用	○日常生活に必要な生活資金
融資額	100万円以内	50万円以内
利 率	年利1.7%（別途保証料0.7%）	年利1.2%（別途保証料0.7%）
返 済	5年以内（6ヶ月以内の元金据置期間を含む）	
その他	融資利率は、平成29年4月1日現在の利率です。予告無く変更する場合があります。審査に必要な書類等は下記までお問い合わせください。	

<お借入申込み> 中央労働金庫県内各支店

<お問い合わせ> 中央労働金庫茨城県本部 (TEL: 029-221-4181)

茨城県労働政策課 (TEL: 029-3-1-3635)

茨城労働 Seed 茨城県商工労働観光部労働政策課

11月号 第702号 〒310-8555 水戸市笠原町978番6

平成29年11月発行 TEL 029-301-3635

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/seed/index.html>